

平成27年度「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画運営業務
公募型企画競争 提案説明書

1 契約担当部局

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 担当：細江、岡
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4階
電話 011-622-5190（事務専用） F A X 011-622-5244

2 企画競争に付する事項

- (1) 役務の名称
平成27年度「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画運営業務
- (2) 調達案件の内容、提案を求める事項等
提案説明書による
- (3) 履行期間
契約締結日から平成28年（2016年）3月31日（木）まで

3 予算規模

2,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

4 企画競争に係るスケジュール

- (1) 参加意向申出書の提出期限 平成27年(2015年)12月7日(月)17時
 - ・ 「参加意向申出書」(様式1)を上記1に持参し提出すること。
 - ・ 提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- (2) 企画競争に関する質問書(様式2)の受付期限 平成27年(2015年)12月7日(月)17時
- (3) 提案書類の提出期限 平成27年(2015年)12月16日(水)17時
- (4) ヒアリングの実施 平成27年(2015年)12月18日(金)
- (5) 選定結果の通知 平成27年(2015年)12月下旬
- (6) 契約締結 平成27年(2015年)12月下旬

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、「広告業」に登録されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日付財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

6 企画提案書等

別紙「業務仕様書」を熟読のうえ、以下に従い作成し、上記4の(3)の期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 平成27年度 「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画運営業務公募型企画競争に係る企画提案書等の提出について(様式3)：1部

イ 企画提案書：正本1部、副本10部 自由様式(体裁は6(3)カ参照)
以下の(ア)～(オ)までの内容をもって企画提案書とする。

- (ア) 企画内容提案書
- (イ) 業務日程表
- (ウ) 業務実施体制図
- (エ) 過去の業務実績
- (オ) 想定経費内訳書

(2) 企画提案書について

ア 企画内容提案書

以下の(ア)～(ウ)に掲げる各内容について、具体的に分かりやすく記載すること。

(ア) 業務仕様書「5 業務内容」の実施に係る企画提案

- 講演会は、タイトルや構成等の工夫により、行政説明や講話・音楽演奏(歌を含む)が、つながりと一体感をもって参加者に伝わるようにすること。
 - ◇ 講話のテーマは、「いのちの大切さ」や「生きることの意義」、「人と人とのつながりの温かさ」か、ゲートキーパーの4つの役割「きづく」「きく」「つなぐ」「みまもる」のいずれかの視点を盛り込んだものとする。
 - ◇ 音楽演奏は、参加型ではなく鑑賞型とし、静かにゆったりと参加者それぞれのペースで鑑賞できるものであること。
- 一般的に「講演会」の参加者は中高年層に偏りがちなため、若年層(40歳未満)も関心を持つことができ、幅広い年代層の参加となるよう、講演者等や会場及び日時を選定、周知の仕方等を工夫すること。また、障がい者にできるだけ配慮したものとする。
- 講演会及び本市の自殺対策に関するメッセージ普及について効果的な周知となるよう、メディアを通じた発信、チラシやポスター配布や掲出等について、広報の手法を具体的に提案すること。

- ◇ 提案する手法について、数量やデザイン案等を含めて具体的に示すこと。
- ◇ 広報の実施時期のほか、事務や準備を含めた業務全体のスケジュールを示すこと。
- ◇ 提案する手法は、利用枠の確保等を含めて実現可能なものとする。

- 予定していた講演者等（講話講師、音楽演奏者、司会者等）が、当日、何らかの理由で急遽出演できなくなった場合等に備えて、代替案等を用意するなど講演会が滞りなく進行するよう工夫すること。
- 平成28年2月27日(土)は、自殺総合対策事業「ほっとけない・ゲートキーパー研修会」開催のため、重複開催は避けること。

(イ) 講演者等のプロフィール及び貴社との関係

- 外部より招聘する講演者等については、貴社との関係性（例「平成□□年に招聘実績有り」等）を明記すること。確実に招聘できる関係性を有している者のみ記載するものとし、提案された講演者等が招聘できない場合には、契約を解除することがある。

(ウ) 講演者等選定の根拠

イ 業務日程表

契約締結から業務終了までに至る業務日程について、わかりやすく図示すること。

ウ 業務実施体制図

組織体制、担当業務、担当人員及び業務責任者の配置等を図示する。なお、本市との連絡調整等について、円滑かつ柔軟な対応が可能な体制であることを示すこと。

エ 過去の業務実績

過去における本業務と同様又は類似の業務実績について、その概要を簡潔に示すこと。

オ 想定経費内訳書

企画内容提案書の業務について、根拠等を明確にした経費の内訳を記載し、消費税相当額も明示すること。

(3) 企画提案書等作成・提出にあたっての留意事項

ア 企画提案書等は、別添1 平成27年度「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画運営業務 公募型企画競争 契約候補者選定指針（以下、「選定指針」という。）により採点し、契約候補者を選定する評価対象となる。このため、選定指針により企画内容を採点しやすいよう、具体的にわかりやすく記述すること。

イ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲内で記載すること。企画提案書に記載した内容は、想定経費内訳書における経費内で実施できるものとみなす。

ウ 企画提案書と想定経費内訳書について、内容の齟齬が無いように注意する

こと。

エ 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとする。ただし、講演会企画案については、開催日時・会場・講演者等のセットを 1 パターンとして、3 パターンの提案まで認めることとする。なお、複数パターンを提案する場合には、提案者で推薦順位を付け、順位の高いものからパターン A、パターン B、パターン C として提案すること。

オ 本業務は、自殺対策事業の一環であることから、雰囲気や使用する表現について充分配慮すること。（別添 2 「表現等への配慮について」参照）

カ 体裁等

- A 4 判片面印刷で作成すること。やむを得ず A 3 判の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、A 4 サイズにファイル折りすること。
- 表紙をつけ、標題として、平成 27 年度「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画運營業務 企画提案書と記載すること。
- 正本の表紙には法人名および代表者名を記載し、本市の競争入札資格者名簿の登録申請に使用した印を押すこと。
- 副本には、会社名（再委託先含む）及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」もしくは「〇〇社」、氏名については「〇〇」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。
- 表紙及び目次を除き、ページの通し番号を付すること。

(4) 提出方法等

ア 提出期限

平成 27 年（2015 年）12 月 16 日（水）17 時 [必着]

イ 提出方法

持参とする。郵送、電子メール、FAX は不可。

ウ 提出先

上記 1 に同じ

エ 受付時間

8 時 45 分から 17 時 15 分（土日・祝日を除く。提出期限日は 17 時まで。）

7 質問書の受付及び回答

(1) 提出期限

平成 27 年（2015 年）12 月 7 日（月）17 時 [必着]

(2) 提出方法

質問書（様式 2）に記載のうえ、FAX 又は電子メールにより提出すること。電話による質問は認めない。なお、FAX・電子メールの件名は「講演会企画運營業務に関する質問」とすること。

- FAX 011-622-5244
- 電子メール kokoronocenter@city.sapporo.jp

(3) 回答及び質疑の公開

質問書を受理した日の翌日から起算してから 3 日（土日・祝日を除く。）以内

に、FAX又は電子メールにより回答する。また、質問者の具体的な提案事項に密接に関わる質問を除き、質問と回答の内容を、札幌市公式ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/h27koenkai.html>）で、平成27年12月10日（木）17時までに公開する。

8 契約候補者の選定方法等

(1) 審査の実施主体

契約候補者の選定は、札幌市が設置する、平成27年度「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）によって行う。

(2) ヒアリングの実施

- 評価に際し、実施委員会によるヒアリング（プレゼンテーションを含む）を実施する。
- ヒアリングは、平成27年（2015年）12月18日（金）に実施予定。1者あたり20分程度（提案説明15分、質疑応答5分）を想定。時間・場所等の詳細は別途連絡する。

(3) 評価基準及び選定方法

平成27年度「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画運營業務公募型企画競争 契約候補者選定指針（別添1）のとおり。

9 選定結果の通知等

(1) 選定結果の通知

評価対象者すべてに、選定結果を文書で通知する。

(2) 評価についての疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

- 提出先：上記1に同じ
- 受付時間：8時45分から17時15分（土日・祝日を除く。）

10 契約

(1) 契約方法

実施委員会において選定された契約候補者と札幌市との間で、企画提案内容を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約候補者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結する。

契約候補者との協議が不調に終わった場合や、下記11の(1)の事項に該当する

場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 契約条項

別添3 「契約書」のとおり

11 その他

(1) 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

(2) 企画提案書の著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人権件及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(3) その他留意事項

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は返却しない。

ウ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

エ 参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。